株式会社鹿児島レブナイズと鹿児島女子短期大学の連携協力に関する協定書

株式会社鹿児島レブナイズ（以下「甲」という。）と鹿児島女子短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が相互の資源や機能等を活用しながら、スポーツと教育の両面から鹿児島の女性活躍を促進しつつ、地域貢献に資する次代の人材育成を推進することにより、地域社会の課題解決に資するとともに、その発展を共創していくことを目的とする。

（連携協力事項）

第２条　甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

（１）教育・人材育成に関する事項

（２）女性活躍推進・キャリア形成に関する事項

（３）地域実践・社会連携の推進に関する事項

（４）その他、甲及び乙が必要と認める事項

（教育におけるデータの活用）

第３条　甲及び乙は、乙が開講する授業、演習その他の教育活動において、甲が保有する実際のデータを活用し、甲の課題解決に資するデータ分析を行うデータサイエンス教育を実施するものとする。

２　甲は、前項の実施に必要なデータ等を、双方協議のうえ乙に提供するものとする。

３　乙は、提供されたデータ等を用いてデータ分析を実施し、その成果を甲に報告及び提供することができるものとする。

（人材の派遣）

第４条　甲は乙の要請があった場合には、事前に協議の上、社員等の派遣その他必要な協力を行うものとする。

２　乙は甲の要請があった場合には、事前に協議の上、教職員・学生等の派遣その他必要な協力を行うものとする。

（対価等）

第５条　人材の派遣に関する対価は、甲と乙で事前に協議し決定する。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合を除き、本協定に基づく活動により相手方から取得したデータ等の情報を、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ本協定に基づく活動以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、このかぎりではない。

（１）　取得した時点ですでに公知であった情報

（２）　取得した時点ですでに自己が保有していた情報

（３）　取得した後に自己の責によらず公知となった情報

（４）　取得した後に第三者から秘密保持契約を負うことなく適法に取得した情報

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結の日から翌年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日の３０日前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めるもののほかに、新たに必要な事項が生じた場合や連携・協力の細目については、その都度、別途協議して定める。

この協定書は２通作成し、甲と乙がそれぞれ１通保有する。

令和８年11月17日

甲　鹿児島県鹿児島市城山町１番６号
株式会社 鹿児島レブナイズ
代表取締役社長 COO
有川久志

乙　鹿児島県鹿児島市高麗町６番９号
学校法人志學館学園 鹿児島女子短期大学
学長
田頭吉一